

今夜7時

西成市民館3階

(西成署うら・炊き出し公目的)

毎週金曜日

みんなでつろう みんなの会館

春期間中を闘い抜こう

夜間学校

釜ヶ崎夜間学校

西成区釜ヶ崎2-5-23

夜間学校2階

釜日労・争議団 発行

働く気のおきまるような

賃金と労働条件を求めて

今年は異常な寒さが続いている。朝・仕事に出るのに一大決心しなければならぬ日も多い。

こかも、日当七千円ではアブしければ、少しきついくつやけど、それでがまんしようか、という気にもなる。寒期中、ピンハネされる為、働きに出るのは、ま、たく気の向かないことだ。

しかし、食のねばならぬ。で、センターに。昨年、三月の初旬には、センターの現金求人、は六千五百円と七千円が半分ずつぐらいだった。釜日労・争議団と、多くの仲間の方で、三月中旬には七千円になった。

今年、今のところ、七千円以上の現金求人はいない。

きめて少ない。そして、仕事の先の見通しもくらくら。しかし、ドヤは建設が進んでドヤ代も高くなり、反対運動をこれから強めるにしても、日雇健保が廃止されれば、医者代も負担しなければならなくなる。

今年、いかに不利な条件であろうとも、人夫出しが足並みをそろえようとも、

それを上回る団結の力で、賃上げを勝ちとらなければ、くらくらがなりたたなくなる。

仕事の量ではなく、我々のくらくらをもとに、昨年を上回る賃上げを要求し、勝ちとう。

どうして、戦い、要求を認めさせるか、みんなを検討しよう。

南署の底辺労働者指紋とり

人権侵害と警告書

大阪弁護士会

大阪弁護士会(釜ヶ崎支部)は、釜ヶ崎地区の底辺労働者に対する指紋取り行為が、人権侵害に該当するとして、大阪府警察に警告書を送付した。同警告書は、釜ヶ崎地区の底辺労働者に対する指紋取り行為が、人権侵害に該当するとして、大阪府警察に警告書を送付した。同警告書は、釜ヶ崎地区の底辺労働者に対する指紋取り行為が、人権侵害に該当するとして、大阪府警察に警告書を送付した。

「調査二では、任意性に欠け、と指摘している。」「調査二では、任意性に欠け、と指摘している。」「調査二では、任意性に欠け、と指摘している。」

一九八四年二月二日
朝日新聞朝刊

『過去と現在』の『金』

がら未来の働き甲斐へと

語り及んで

寒くもようやく一段落のようで、仕事も徐々に出るようになってきました。前回は、ヘワシらの街に『金』の『過去と現在』で出た、自由に話し合いました。『十五、六年前に金』へ来たけど、一番変わったのは自分のコト。バヤな、知らんうちに大阪弁使うようになってしまった。『ワシはもう十二、三年にぶるけど、昔は人が多かつたし、もっと仕事もあつた。』

なによりも、生活がしやすいった。『単価は当時二千二百円くらひやつたけど、フ口は十五円やつたし、ドヤも二疊二百四十』

『はじめは、汚いとこやと思つたけど、だんだん住みよいと』

『思ひだした。山谷なんかは足元みらぬでやりずらいし、身ぎらいにもとかな働らかぬへん。』

『まねがら思てんわんけど、金ヶ崎いうことばはびくして欲しい。』

『なんでアイリンびんてつけ』

『昔、悪いことがあつたからとちやうかに』

『へんこは、救急茶屋一丁目やん言う人もあつたし、へんの右がいさおいがある』

『へアイリンは見すばらしい感じする』

『結局、アイリンちやうのは押しつけられたもんや』

『東京では金と言わんと、西成とか、豊町と言つて』

『豊町には、昔昔場があつたからな』

『ワシは仕事あるのに仕事にも行かん』

『ナマケ者やと思つたし、そんな奴に喰わしたりするのはムダや』

『体が悪うて、働けん人も大勢あつた』

『ふだんからの心がけや』

『とは言うてもアッコの分や甲斐性ではどうしようもないコトがあるな』

『気持ちがあつたりできるとや』

『場所が欲しいな、豊町でもできてるや』

『ミソを作るような仕事をしたら、青カンしてる人でも血色がよくなるで』

『働き甲斐のある場が仕事や』